

遊漁者のみなさまへ

お知らせ

岸・棧橋からの餌釣り禁止です。

禁止期間：3月1日から3月31日まで

・ボート（浮棧橋、棧橋等に係留したボート）を利用した餌釣りは上記期間も可能です。

遊漁期間

・ 3月1日（通常解禁日）

～12月14日（終漁日）

※規則を守って釣りをしているお客様には申し訳ございませんが、ルール違反者を放置しておくことはできません。限りある漁場資源の保護と遊漁者同士のトラブルを防止するため漁業規則を変更いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

【餌釣り禁止区域】（図1）

期 間	漁 法	禁 止 区 域
3月1日～3月31日 （組合が公示し定める期間）	岸・棧橋から 餌を用いた手釣、竿釣	芦ノ湖全域
3月1日～5月31日	餌を用いた手釣、竿釣	三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ以西の湖面

【期間限定禁漁区】（図2）

期 間	禁 漁 区
3月1日～4月30日	左の期間、蛭川養魚場前（庭石と棧橋付根を結んだ線以东の湖面のうち組合が指定する区域）は増殖のため、陸釣り、ボート釣りともにできません
10月1日～11月30日	

【餌釣り仕掛けの規制】（図3）

期 間	使 用 禁 止
4月1日～5月31日	岸からの餌を用いた手釣、竿釣で竿先から15m以上の仕掛け

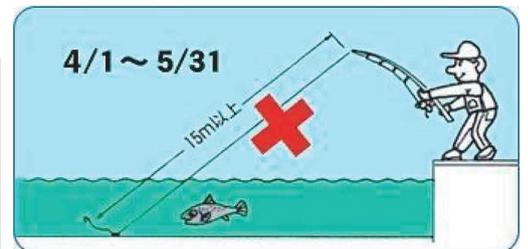
(図1)



(図2)



(図3)



令和7年は4月1日から、竿先から15m以内の仕掛けを使った岸からの餌釣りを可能とします。

芦之湖漁業協同組合

特例エリア

令和7年は3月1日から3月31日まで岸からの餌釣りは出来ません。

3月1日から4月30日までの期間で組合が定め公示する期間は岸からの餌を用いた釣りは芦ノ湖全域で出来ません。

(遊漁規則第3条5)

但し組合が定め公示する(別紙Googleマップを引用した下記地図に示す黄色の両矢印内の)区域で、心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害、その他の疾病又は身体機能に障害があり、船舶の利用に関して支障をきたすと組合が認めた者が遊漁する場合を除く。

箱根湾 約48.6メートル
(黄色両矢印区間)



元箱根湾 約205.2メートル
(黄色両矢印区間)

